

仕 様 書

飛騨森林管理署 1 号 富士フィルム Apeos C7070 令和 8 年度保守業務

1 本物件の保守に関する条件は、以下のとおりとする。

(1) 設置場所

岐阜県高山市西之一色町三丁目 747-3 飛騨森林管理署 2 階事務室

(2) 保守料等

別紙 1 のとおり。なお、月間予定枚数は変動するものであるため、受注者は予定枚数に変動があっても異議を申し立てないこと。

(3) 保守基本条項

ア 保守範囲

通常使用において起こり得る故障修理に関する保守を本契約範囲とする。

イ 保守受付

毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する日を除く。）

ウ 保守受付対応

受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。

エ 上記ウに定める電話の番号を明らかにすること。

オ 定期点検

必要に応じて点検整備を実施すること。また、点検整備に一定時間（1 時間以上）を要すると予想される場合は、事前に管理担当者に連絡し、許可を得ること。

カ 保守料等料金設定

1 枚ごとにコピー単価を設定するものとする。

キ 保守料等料金請求

毎月末に当該月の使用枚数を任意書式にて担当職員へ報告し、確認を受けた後、コピー単価を乗じた金額を請求するものとする。

(4) 保守詳細条項

ア 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等を含む。）は、保守費用に含むものとする。

イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。

ウ 点検及び故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く）の費用については、本契約に含むものとする。

エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。

オ 故障対応については、保守担当者を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。

カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。

- ・天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合
- ・使用者の故意又は過失により生じた故障修理の場合

キ 保守担当者は、故障もしくは、予想できぬ消耗パーツの交換が発生し、管理担当者から連絡を受けた場合は、早急に当該の機器の修理または、点検整備に取りかけられること。

ク 保守契約当該機の修理及びパーツ交換の際、発注者の要望に応じて代替機器の準備ができること。

(5) 保守体制

ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。

なお、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。

イ 保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。

ウ 保守担当者は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。

(6) トナー・インク供給

複合機稼働に必要なトナーまたはインクについて、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

(7) 保守実施報告

ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に管理担当者に速やかに報告すること。

イ 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の目的に使用するなどしてはならない。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ、打ち合わせを行うこと。

別紙 1

保守料等

区分	保守料金別枚数区分	保守料内訳	
		月間予定枚数	単価
モノクロ		7, 0 0 0 枚	円
カラー		4, 0 0 0 枚	円